『 特別支援学校教諭2種免許状に別の領域を追加 』

【前提】

所要資格として、特別支援学校教諭2種免許状を有すること。 (盲·聾·養護学校教諭2種免許状を含む。)

【 取得要件 】

特別支援学校教諭2種免許状に新たな領域を追加するには、以下の2つの要件を充たす必要があります。

- 1.特別支援学校(盲·聾·養護学校を含む)の教員として<u>1年以上</u>の勤務経験を有すること。 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員としての勤務経験でも可。 在職年数は、特別支援学校教諭2種免許状取得後の在職年数に限定されません。
- 2.特別支援教育に関する科目を、「視覚障害者」、「聴覚障害者」領域を追加する場合は <u>2単位以上</u>、「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」領域を追加する場合は <u>1単位以上</u>、認定講習、又は大学の通信教育等において修得すること。 必要単位の詳細は以下のとおり。

「 視覚障害者 」に関する教育領域について追加する場合

特別	単位種別 必要単位数		関係領域
特別支援教育に関する科目	第2欄 (2単位)	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目	視覚障害者に関する教育領域(2種用):1単位
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	視覚障害者に関する教育領域(2種用):1単位

「 聴覚障害者 」に関する教育領域について追加する場合

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	第2欄 (2単位)	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目	聴覚障害者に関する教育領域(2種用):1単位
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	聴覚障害者に関する教育領域(2種用):1単位

「 知的障害者 」に関する教育領域について追加する場合

特別	単位種別 必要単位数		関係領域
別支援教育に関する科目	第2欄 (1単位)	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目	知的障害者に関する教育領域(2種用):1単位 ただし、1単位中に、左記の2科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	<u>(心理等に関する科目、教育課程等に</u> 関する科目)の両方の内容を含むこと

「 肢体不自由者 」に関する教育領域について追加する場合

特別	単位種別 必要単位数		関係領域
別支援教育に関する科目	第2欄 (1単位)	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目	肢体不自由者に関する教育領域(2種用):1単位 ただし、1単位中に、左記の2科目 <u>(心理等に関する科目、教育課程等に</u> 関する科目)の両方の内容を含むこと
		心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	

「 病弱者 」に関する教育領域について追加する場合

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	ぶ身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 第2欄(1単位) の身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理	病弱者に関する教育領域(2種用):1単位 <u>ただし、1単位中に、左記の2科目</u> <u>(心理等に関する科目、教育課程等に</u>
		関する科目)の両方の内容を含むこと	

注)「知的障害者」、「肢体不自由者」、又は「病弱者」領域を追加する際に受講する各教育領域に 関する科目中には、"心理等に関する科目"と"教育課程等に関する科目"の両方の内容を含ん でいなければいけません。<u>片方の内容のみを含む単位を修得した場合は、もう一つの内容を含</u> む単位を、別に修得しなければいけません。